

審議会等の委員手当額(いわゆる謝金)

	手当額
会 長	29,700円
公 益 委 員	27,200円
一 号 ・ 二 号 側 、 専 門 委 員	20,200円

- ※ 審議会等とは、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいい、中央社会保険医療協議会は、これに該当する。
- ※ 委員手当は、中医協開催の1日につき1回支払う。
- ※ 委員手当は、国家公務員が公務として出席する場合は支給しない。また、委員手当の受取を辞退している委員がいる。
- ※ 国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、一部の委員に旅費、日当(雑費)、必要に応じて宿泊費を支給している。